

令和7年1月23日

組合員の皆様

徳島県学校生活協同組合
理事長 野々村 拓也

有限会社オー・エイ・エス（学校生協指定店）の
自己破産について（第6報）

日頃は、当組合の事業及び活動にご理解・ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、当組合の指定店で、自家用車のエンジンオイル交換を提供していた「有限会社オー・エイ・エス」の自己破産について、現時点の状況をお知らせします。

昨年1月12日に破産手続きが開始され、7月・10月に続き、本年1月16日に3回目の財産状況報告等の集会在和歌山地裁で開かれました。その状況を破産管財人から情報提供がありました。これまで債務者（オー・エイ・エス）の財産を処分し貸付金等の回収をして金銭に換える換価業務を行ってきましたが、これ以上の回収がなければ、「債権者（組合員）に返済する配当（補償）ができない」見込みとのことでした。今後は破産手続きの終結に向けた業務に入るようで、4月10日に4回目の財産状況報告等の集会在和歌山地裁で開かれる予定です。

これまで「オー・エイ・エス」をご利用いただいていた組合員の皆様にとって厳しい状況ではありますが、今後も破産管財人から連絡があれば、直ちに皆様へお知らせいたします。皆様のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、「オー・エイ・エス」が事業を他に承継することはなく、「オー・エイ・エス」に代わるオイル交換の業者は、現時点では見当たりません。もしも、元社員が皆様を訪問し同様のサービスを提供するとしても、元社員は事業の承継者ではなく、当組合との提携関係はございません。このことは、代理人弁護士から元社員へも通知されていますので、ご承知おきください。